

## 総合振興計画について

### 1 総合振興計画とは

総合振興計画は、地方自治体の目指すべき将来像を示すもので、市のまちづくりにおける将来目標や施策の基本方針を示し、行政運営の指針となる市の最上位の計画であり、市が策定するさまざまな計画の基本となるものです。

### 2 総合振興計画の役割

- (1) 計画的行政運営の指針としての役割
- (2) 住民等の活動の指針としての役割
- (3) 国・県等が地域計画を策定・実施するに当たっての尊重すべき指針としての役割 など

### 3 総合振興計画の構成と期間

〈基本構想〉 市の将来像とそれを実現するための政策の大きな方向性を明らかにし、基本計画及び実施計画の指針となるものです。  
 久喜市総合振興計画における計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間としています。

〈基本計画〉 基本構想で定めた政策の大きな方向性に基づき、その姿を具体化、体系化する計画となります。  
 具体的には、市の各部門の施策の現状、課題、目的、内容、成果指標、協働の指針などを示します。  
 計画の期間は、前期基本計画（平成25年度から平成29年度まで）と後期基本計画（平成30年度から平成34年度まで）のそれぞれ5年間としています。

		年 度									
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
総合振興計画	基本構想	← 10年 →									
	基本計画	← 前期基本計画(5年) →					← 後期基本計画(5年) →				

#### 4 後期基本計画策定の基本的な考え方

総合振興計画に掲げる基本構想は、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間としており、この基本構想では、次の「基本理念」、「将来像」、「大綱」を掲げています。

基本構想の計画期間中であることから、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画の策定にあたっては、基本構想に掲げる「基本理念」、「将来像」、「大綱」を踏襲するものとします。

##### 基本理念

- 協働のまちづくり
- 市民主役のまちづくり
- 共生を大切にするまちづくり
- 安全・安心を重視したまちづくり

##### 将来像

豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市  
～人と愛 水と緑 市民主役のまち～

##### 大綱

- ①『市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち』
- ②『自然とふれあえる、環境に優しいまち』
- ③『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』
- ④『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』
- ⑤『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』
- ⑥『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』
- ⑦『行財政を見直し、改革を進めるまち』

後期基本計画の主な構成

- ①序論（策定の趣旨、計画期間、本市の現況・主要課題 など）
- ②後期基本計画

#### 5 総合振興計画審議会の役割

審議会は、市が抱える課題等について審議し、意見や提案を行う組織です。

総合振興計画審議会では、久喜市総合振興計画の策定等その実施に関し必要な調査及び審議を行います。

## 6 庁内策定体制等

### (1) 職員参加

職員は、総合振興計画が本市のまちづくりの指針となる重要な計画であることから、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、積極的に関わることとします。

### (2) 庁内策定体制

- ①策定委員会      策定委員会は、庁内における計画案作成の最高機関として、副市長を委員長とし、各部の部長等で構成し、計画案全般について審議を行います。
- ②専門部会      専門部会は、関係する副部長及び課長等で構成し、横断的な調整を必要とする事案について、必要に応じて協議、調整を行います。
- ③各部・課など      各所属所は、計画案の作成にあたって現状と課題等を整理・分析し、計画案の作成に反映させます。

## 7 策定体制フローチャート

